

## 販路拡大旅費補助金【ミニチャレンジ補助金】規程

### (通則)

第1条 この規程は、販路拡大旅費補助金【ミニチャレンジ補助金】(以下「補助金」という。)を交付することに関し、特定非営利活動法人ミライビジネスいずも(以下「当法人」という。)が、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の目的)

第2条 補助金は、意欲的に自社の成長を図る企業または団体及び個人事業主が、島根県外で開催される商談会・展示会(国、県、市及びその他支援機関等から補助を受けていない経費に限る)へ出展する場合の旅費・宿泊費等の商談に必要な経費を補助することで、出雲市内の産業の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 正会員 正会員とは、当法人の事業目的に賛同し、入会した個人及び団体をいう。
- (2) 商談会・展示会 商談会・展示会とは、10社以上の出展規模が見込まれる商談会、展示会、見本市をいう。

ただし、次に掲げるものは対象外とする。

- ① 島根県内で開催されるもの
- ② 事業者(バイヤー等)ではなく、一般消費者を対象にしているもの
- ③ 一般消費者への販売を主な開催目的としているもの
- ④ 補助事業を行うものが主催又は運営に携わるもの

### (交付の対象者)

第4条 補助金交付の対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 出雲市内に主たる事業所を有する法人、団体又は個人事業主
- (2) 出雲市税等の滞納のない者
- (3) 宗教的、政治的及び反社会的活動を目的としないこと。

### (交付の対象及び補助率)

第5条 販路拡大事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助金の上限及び補助率は別表1のとおりとする。
- 3 補助対象経費は別表2のとおりとする。ただし、別表2に掲げる補助対象経費であっても、国、県、市及びその他支援機関等から補助金を受けている経費は補助対象経費から除くものとする。

### (利用回数)

第6条 補助金の使用回数は各事業年度当たり1社1回とする。

### (事業の実施期間)

第7条 補助事業の対象となる期間は、交付決定の日から該当年度の3月31日までとする。

### (補助金の交付方法)

第8条 補助金交付は商談会・展示会出展後の補助金額確定後に交付するものとする。

附則

(施行期日)

1. この規程は令和6年5月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

	補助金上限	補助率
正会員	3万円	定額
非会員	1万円	

別表2 (第5条関係)

経費区分	内容
旅費	○島根県外の商談会・展示会に出展するための旅費 ○島根県外の商談会・展示会出展後に商談先へ営業活動を行うための旅費 ※グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金は補助対象外 ※高速道路料金は対象とし、タクシー代、ガソリン代、は補助対象外 ※日当は、補助対象外
賃借料	○商談会・展示会に出展する際に小間代として支払われる経費 ○商談会・展示会に出展する際の小間装飾に支払われる経費
通信費	○商談会・展示会に出展する際の備品・商品等の送料として支払われる経費